

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
有限会社郷土開発 多良間村字塩川564
47-008533 代表者 知念 正勝
(土木C、建築D、造園工事)
- 2 指名停止期間
令和3年7月2日 ～ 令和3年9月1日 (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)
- 4 事実概要
(有)郷土開発は、空港課発注の「多良間空港消防車庫増築工事」において、工期内に工事を完成することが出来ず、39日間の遅延が生じた。
このことは、県と締結した契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。
- 5 指名停止措置理由
本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内